

(廃止されています)

昭和49年奈良市規則第51号

奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市住宅新築資金等貸付条例（昭和49年奈良市条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付対象住宅等の規模)

第2条 条例第4条第2項の規定により規則で定める貸付対象住宅又は貸付対象土地の規模は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付対象住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造、設備、敷地等を備え、かつ、良好な居住性を有する住宅で、1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。以下同じ。）が、30平方メートル以上125平方メートル以下のものとする。ただし、60歳以上の老人とその親族が同居する場合（当該老人とその配偶者のみが同居する場合を除く。）、6人以上の親族が同居する場合等で特に市長がその必要を認めたときは、1戸の床面積の合計の上限を165平方メートルとすることができる。
- (2) 人の居住の用に供したことのある住宅を購入する場合には、貸付の対象となる住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造、設備等を備え、かつ、良好な居住性を有する住宅で、次のいずれかに該当するものとする。
 - (ア) 1戸の床面積の合計が30平方メートル以上125平方メートル以下で、昭和45年4月1日以降に建設された地上階数3以上の耐火構造の共同住宅
 - (イ) 1戸の床面積の合計が30平方メートル以上125平方メートル以下（60歳以上の老人とその親族が同居する場合（この老人とその配偶者のみが同居する場合を除く。）、6人以上の親族が同居する場合等で、特に市長が必要と認めたときは、30平方メートル以上165平方メートル以下）で、昭和54年4月1日以降に建設された専用住宅（地上階数3以上の耐火構造の共同住宅を除く。）
- (3) 貸付の対象となる住宅の改修工事は、住宅又は住宅部分の基礎、床、土台、柱、壁、はり、天井、屋根、その他の主要な構造部分又は電気設備、給排水設備、台所、便所等の設備について行われる増築、改築、移築、修繕若しくは模様替え又は設備の改善とする。
- (4) 貸付対象土地の規模は、100平方メートル以上400平方メートル以下（住宅が共同住宅である場合の土地にあつては、1戸当たり50平方メートル以上400平方メートル以下）とする。ただ

し、既に自ら居住する住宅が建設されている土地に貸付対象土地を加え、一団の土地とするときは、当該一団の土地の規模が100平方メートル以上400平方メートル以下（住宅が共同住宅である場合の土地にあつては、1戸当たり50平方メートル以上400平方メートル以下）とする。

（貸付金の限度）

第3条 条例第5条の規定により規則で定める住宅新築資金等の貸付金（以下「貸付金」という。）の金額は、一の貸付対象につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

- （1）住宅新築資金 30万円以上760万円以下。ただし、1平方メートル当たりの新築（又は購入）単価に75平方メートルを乗じて得た額を超えないものとする。
- （2）住宅改修資金 4万円以上480万円以下
- （3）宅地取得資金 30万円以上590万円以下。ただし、1平方メートル当たりの取得単価に300平方メートルを乗じて得た額を超えないものとする。

（償還期限）

第4条 条例第6条第2項の規定により規則で定める貸付金の償還期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる期限とし、その計算は、貸付金の全額の支払を行つた日の翌日から起算するものとする。

- （1）住宅新築資金
 - （ア）30万円以上50万円未満 9年以内
 - （イ）50万円以上100万円未満 12年以内
 - （ウ）100万円以上200万円未満 15年以内
 - （エ）200万円以上300万円未満 18年以内
 - （オ）300万円以上 25年以内（第2条第2号（イ）に掲げる住宅にあつては、20年以内）

- （2）住宅改修資金
 - （ア）4万円以上30万円未満 6年以内
 - （イ）30万円以上60万円未満 9年以内
 - （ウ）60万円以上100万円未満 12年以内
 - （エ）100万円以上 15年以内

- （3）宅地取得資金
 - （ア）30万円以上50万円未満 9年以内

- (イ) 50万円以上100万円未満 12年以内
- (ウ) 100万円以上150万円未満 15年以内
- (エ) 150万円以上200万円未満 18年以内
- (オ) 200万円以上 25年以内

(借入申請)

第5条 貸付金の借入れをしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅新築資金の借入れを申請しようとする者は、住宅新築資金借入申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
 - (ア) 申請者の住民票謄本及び連帯保証人の住民票抄本
 - (イ) 貸付対象住宅及び現住所の附近見取図
 - (ウ) 貸付対象住宅の各階平面図及び敷地平面図
 - (エ) 申請者及び連帯保証人の所得を証する書類並びに納税証明書
 - (オ) 貸付対象住宅の工事見積書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の写し
 - (カ) その他市長が必要と認める書類
- (2) 住宅改修資金の借入れを申請しようとする者は、住宅改修資金借入申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
 - (ア) 申請者の住民票謄本及び連帯保証人の住民票抄本
 - (イ) 申請者が貸付対象住宅の所有者であることを証する書類又は改修することについての所有者の同意書及びその所有者であることを証する書類
 - (ウ) 現住所の附近見取図
 - (エ) 改修しようとする住宅の平面図（当該改修箇所を図示したもの）
 - (オ) 申請者及び連帯保証人の所得を証する書類並びに納税証明書
 - (カ) 貸付対象住宅の工事見積書
 - (キ) その他市長が必要と認める書類
- (3) 宅地取得資金の借入れを申請しようとする者は、宅地取得資金借入申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
 - (ア) 申請者の住民票謄本及び連帯保証人の住民票抄本
 - (イ) 貸付対象土地及び現住所の附近見取図

- (ウ) 貸付対象土地の平面図
- (エ) 貸付対象土地の登記簿謄本
- (オ) 申請者及び連帯保証人の所得を証する書類並びに納税証明書
- (カ) その他市長が必要と認める書類

(貸付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により借入れの申請があつたときは、申請内容を審査のうえ、貸付けの可否を決定し、貸付決定通知書（別記第4号様式）又は借入申請却下通知書（別記第5号様式）により、当該借入れの申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第7条 条例第3条第1項第3号に規定する連帯保証人は、1人とし、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 日本国民たる年齢満20年以上の者で、引き続き3箇月以上奈良県内の同一市町村の区域内に住所を有するもの
- (2) 一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる者
- (3) 貸付金の償還について弁済の能力を有すると認められる者
- (4) 貸付金の貸付を受けていない者
- (5) 貸付金の借入れについて他に保証していない者

2 貸付金を受けている者（以下「借受人」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書（別記第6号様式）に新しい連帯保証人の住民票抄本、所得を証する書類、納税証明書及び印鑑登録証明書を添えて市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、連帯保証人が第1項各号に定める要件を失つたとき、又は連帯保証人として適当でないと認めたときは、借受人に対し連帯保証人の変更を命ずることができる。

(抵当権の設定)

第8条 第6条の規定により貸付決定の通知を受けた者（以下「借受決定者」という。）のうち、貸付対象住宅を新築し、若しくは購入し、又は貸付対象土地の取得をしたものは、貸付対象住宅又は貸付対象土地について抵当権を設定しなければならない。

2 借受決定者は、前項の規定による抵当権設定の登記手続を完了したときは、当該抵当権設定の登記済証の写しを市長に提出しなければならない。

(契約の締結)

第9条 借受決定者は、第10条第1項の規定により貸付金の支払を受けるに当たっては、あらかじめ

め貸付契約書（別記第7号様式）により市と貸付契約を締結しなければならない。この場合において、借受決定者は、自己及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出しなければならない。

- 2 借受決定者は、前条の規定により抵当権の設定をするに当たっては、抵当権設定契約書（別記第7号様式の2）により市と抵当権設定契約を締結しなければならない。

（貸付金の支払）

第10条 貸付金の支払は、次の各号に定めるところによる。

（1）住宅新築資金は、市長が、借受決定者の住宅新築工事のむね上げを確認したとき貸付金の60パーセントに相当する額を、当該住宅に第8条の規定による抵当権を設定しその登記済証によりこれを確認したときその残額を支払う。ただし、新築住宅の購入の場合は、借受決定者が当該住宅の取得契約を締結した後において、当該住宅に第8条の規定による抵当権を設定し、その登記済証により市長がこれを確認したとき貸付金の全額を支払う。

（2）住宅改修資金は、借受決定者が住宅の改修工事を完了し、市長がこれを確認したとき貸付金の全額を支払う。

（3）宅地取得資金は、借受決定者が宅地の取得契約を締結した後において、当該宅地に第8条の規定による抵当権を設定し、その登記済証により市長がこれを確認したとき貸付金の全額を支払う。

- 2 借受人は、貸付対象住宅の新築若しくは購入、住宅の改修又は貸付対象土地の取得に要した費用の額が貸付金の額に満たないときは、速やかに貸付けに関する契約の変更手続きをとるとともに、貸付金のうち既に支払いを受けた額が当該費用を超えるときは、速やかにその差額を市長に返還しなければならない。

- 3 借受人は、前項の場合のほか、やむを得ない事情により貸付金の額の変更を必要とするに至ったときは、当初の申込手続に準じて、貸付金の額の変更を申請することができる。

（貸付決定の取消し）

第11条 市長は、借受決定者の責めに帰すべき理由により、貸付決定後5月以内（貸付決定日が11月1日以後であるときは、当該貸付決定日の属する年度内）に前条第1項の規定に基づく貸付金の全部又は一部の支払ができないときは、貸付決定を取り消すものとする。

（償還方法）

第12条 貸付金は、貸付金の全額の交付を受けた日の属する月の翌月から、償還金納入通知書（別記第8号様式）により償還するものとし、その償還額は、別に定める償還額表によるものとする。

（工事完了審査）

第13条 借受人は、住宅新築資金、住宅改修資金又は宅地取得資金の貸付に係る住宅の建設若しくは改修又は宅地の造成の工事が完了したときは、完了届（別記第9号様式）を市長に提出し、工事完了の審査を受けなければならない。

2 借受人は、正当な理由がない限り、前項に規定する工事完了審査を拒んではならない。

（償還の猶予又は免除）

第14条 条例第9条の規定により貸付金の償還の猶予又は免除を申請しようとする者は、償還猶予（免除）申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書を受理したときは、償還猶予（免除）決定通知書（別記第11号様式）又は償還猶予（免除）申請却下通知書（別記第12号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（奈良市住宅改修資金貸付条例施行規則の廃止）

2 奈良市住宅改修資金貸付条例施行規則（昭和45年奈良市規則第13号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（奈良市事務分掌規則の一部改正）

3 奈良市事務分掌規則（昭和37年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（奈良市会計規則の一部改正）

4 奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（経過措置）

5 この規則施行の際現に旧規則の規定に基づき貸し付けている住宅改修資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年7月1日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則第3条第1号及び第3号の規定は、この規則の施行の日以降における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適

用し、同日前に貸し付けた住宅新築資金等については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月12日規則第6号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月22日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和55年10月11日規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月13日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請の

あつたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和57年12月27日規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月31日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、昭和59年4月1日以降における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日規則第14号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月6日規則第5号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成2年5月14日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があつたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月22日規則第14号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月29日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年6月1日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月1日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における住宅新築資金の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成8年7月10日規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、平成8年5月10日以後における住宅新築資金の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年11月26日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における住宅新築資金の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月30日規則第34号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年2月21日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における住宅新築資金等の借入申請に基づき貸し付ける分から適用し、同日前に借入申請があったものについては、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第5条関係）

| | | | | | |
|---------------------------------|----------|-------------------|-----|------------------|---|
| 年 月 日 | | | | | |
| 奈良市長 | 様 | | | | |
| 借入申請者 ㊟ | | | | | |
| 連帯保証人 ㊟ | | | | | |
| 住宅新築資金借入申請書 | | | | | |
| 次のとおり住宅新築資金の貸付を受けたいので申請します。 | | | | | |
| 借入申請者 | 住 所 | 奈良市 町 番地 番 号 (電話) | | | |
| | 氏 名 | | 勤務先 | 月収 | 円 |
| 新築する 住 宅 | 所在地 | 奈良市 町 番地 | | | |
| | 構造及び階数 | | | | |
| | 床面積 | | | | |
| | 建設費又は購入費 | 円 | | | |
| 貸付を受けようとする金額 | | 円 | | | |
| 貸付を受けようとする理由 | | | | | |
| 償還期限及び償還方法 | | 償還期限 | | 償還方法 | |
| 新築する敷地の状況 | | | | | |
| 建設工事の期間 (住宅を購入する場合には、建設竣工時期) | | 着工 年 月 日 | | 完了 (竣工) 年 月 日 | |
| 連帯保証人 | 住 所 | (電話) | | | |
| | 氏 名 | | 勤務先 | 月収 | 円 |

第2号様式（第5条関係）

| | | | | | | |
|-----------------------------|-----|------|-----|-----------|------|---|
| 年 月 日 | | | | | | |
| 奈良市長 | 様 | | | | | |
| 借入申請者 _____ ㊞ | | | | | | |
| 連帯保証人 _____ ㊞ | | | | | | |
| 住宅改修資金借入申請書 | | | | | | |
| 次のとおり住宅改修資金の貸付を受けたいので申請します。 | | | | | | |
| 借入申請者 | 住 所 | 奈良市 | 町 | 番地 番 号 | (電話) | |
| | 氏 名 | | 勤務先 | | 月収 | 円 |
| 改修する住宅の所在地 | | 奈良市 | 町 | 番地 | | |
| 借入申請者と改修する住宅との関係 | | 持 家 | 借 家 | | | |
| 改 修 工 事 の 内 容 | | | | | | |
| 貸付を受けようとする金 額 | | 円 | | | | |
| 貸付を受けようとする理 由 | | | | | | |
| 償還期限及び償還方法 | | 償還期限 | | | 償還方法 | |
| 連帯保証人 | 住 所 | (電話) | | | | |
| | 氏 名 | | 勤務先 | | 月収 | 円 |

第3号様式（第5条関係）

| | | | | | |
|-----------------------------|---------------|--|-----|---------------|----|
| 年 月 日 | | | | | |
| 奈良市長 様 | | | | | |
| 借入申請者 | | | | | ㊟ |
| 連帯保証人 | | | | | ㊟ |
| 宅地取得資金借入申請書 | | | | | |
| 次のとおり宅地取得資金の貸付を受けたいので申請します。 | | | | | |
| 借入申請者 | 住 所 | 奈良市 町 番地 番号 (電話) | | | |
| | 氏 名 | | 勤務先 | | 月収 |
| 購入しよう とする土地 | 所 在 地 | | | | |
| | 地 目 | | | | |
| | 地 積 | ㎡ | | | |
| | 購入費又は 造成費 | 円 | | | |
| 貸付を受けようとする 金 額 | 円 | | | | |
| 住宅建設着工の時期 | 着工 年 月 日ごろ | | | 完了 年 月 日ごろ | |
| 償還期限及び償還方法 | 償還期限 | | | 償還方法 | |
| 連帯保証人 | 住 所 | (電話) | | | |
| | 氏 名 | | 勤務先 | | 月収 |

第4号様式（第6条関係）

| | |
|--|-----|
| 昭和 年 月 日 | |
| 借入申請者 | |
| 住所 | |
| 氏名 | 様 |
| 奈良市長 印 | |
| 貸付決定通知書 | |
| 昭和 年 月 日づけで申請のあった 資金は、審査の結果、 下記のとおり貸付を決定しましたので通知します。 | |
| なお、昭和 年 月 日までに市と貸付契約を締結されるようお願いし ます。期日までに貸付契約を締結されない場合は、貸付決定を取り消しますので ご注意ください。 | |
| 記 | |
| 貸付決定金額 | 円 |
| 償還期限 | 年 |
| 貸付利率 | 年 % |
| 毎月償還金額 | 円 |
| 貸付決定番号 | 第 号 |

昭和 年 月 日

借入申請者

住 所

氏 名

様

奈良市長

印

借入申請却下通知書

昭和 年 月 日づけで申請のあつた 資金貸付については、
審査の結果、次の理由により貸付けないことに決定しましたので通知します。

（理由）

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

奈良市長 様

貸付番号

借受人住所

氏名



連帯保証人変更申請書

下記のとおり連帯保証人を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

| 変更前の保証人 | 変更後の保証人 |
|-----------------------|--|
| 保証人 住所 氏名 変更の理由 | 保証人 住所 氏名 勤務先 保証人の収入 月 収 円 |

第7号様式（第9条関係）

貸 付 契 約 書

年 月 日奈良市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、以下の条項の約定により金 円也を貸し付け、乙は、これを受領して借用する。

(1) 使 途

(2) 利 率 年 パーセント

(3) 償還方法 元利均等 月賦 償還により、年 月 日を初回とし、別紙償還額表のとおり分割して償還する。ただし、第1回目の償還金は、円とする。

第2条 乙は、次の各号の一に該当すると甲が認めて期限前償還の請求をしたときは、直ちに債務の全部又は一部を償還しなければならない。

(1) 乙がこの借入金をこの契約書に記載した用途以外に使用したとき。

(2) 乙がこの借入金の償還を怠ったとき。

(3) 乙が甲に対して虚偽の申請その他不正の手段によりこの借入金の貸付けを受けたとき。

(4) 乙がこの借入金により取得し、又は効用の増加した財産を甲の承認を受けて処分したことにより収入があつたとき。

(5) 乙が正当な理由がなく奈良市住宅新築資金等貸付条例及び同条例施行規則並びにこの契約に基づく貸付条件に違反したとき。

第3条 乙は、第1条の約定にかかわらず、期限前にこの借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

第4条 乙は、第1条に定める について、その内容等を変更する場合は、速やかに甲にその旨を報告し、必要に応じて契約変更の手続きをとらなければならない。

第5条 乙は、 が完了したときは、速やかに完了届を甲に提出しなければならない。

第6条 乙は、次の各号の一に該当する場合において、借入金の全部又は一部の償還の猶予又は減免の申請をすることができる。この場合において、甲は、申請がやむを得ないと認めるときは、これを承認することがある。

(1) 災害その他特別の事情により、定められた償還期限までに借入金を償還することが著しく困難になつたとき。

(2) 災害その他乙の責に帰すことができない理由により、借入金に係る が滅失したとき。

第7条 乙は、この借入金により取得し、又は効用の増加した財産を、償還が完了する日までは、甲の承認を受けないで借入金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保に供してはならない。ただし、特別の事情があると甲が認めたときは、この限りでない。

第8条 連帯保証人は、この契約から生ずる一切の債務について、甲が乙に対し債務履行を請求した後において、この債務不履行分に対して責を負うものとする。

2 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更するものとする。

年 月 日

| | | |
|-------|-------|--------|
| | 住 所 | |
| 甲 | 奈 良 市 | |
| | 代表者 | 奈良市長 印 |
| 乙 | 住 所 | |
| | 氏 名 | 印 |
| 連帯保証人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | 印 |

抵 当 権 設 定 契 約 書

奈良市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、奈良市住宅新築資金等の貸付けに関し次のとおり抵当権設定契約を締結する。

第1条 乙は、甲に対し昭和 年 月 日付けで締結した奈良市住宅新築資金等の貸付契約による次の借入金債務を有することを確認する。

- (1) 金 額 金 円
- (2) 借入年月日 昭和 年 月 日
- (3) 償還期間 昭和 年 月 日から
昭和 年 月 日まで
- (4) 利 率 年 パーセント

第2条 乙は、前条の債務の履行を担保するため、乙が借入金により取得した後記財産（以下「抵当物件」という。）に抵当権を設定する。

第3条 乙は、甲に対し本契約締結後直ちに抵当権設定登記手続を完了するものとする。

2 乙は、前項の規定による抵当権設定登記手続を完了したときは、当該抵当権設定の登記済証の写しを甲に提出しなければならない。

第4条 乙は、奈良市住宅新築資金等貸付条例第8条の各号の一に該当し、甲から償還請求の通知催告を受けたときは、乙は債務の全部又は一部につき第1条に規定する期限の利益を失い、直ちに抵当権を実行されても異議はないものとする。

第5条 乙は、甲の承認を得ず抵当物件に地上権又は賃借権等を設定し、その他抵当物件の原状を変更する一切の行為をしてはならない。

第6条 甲が抵当物件の調査又はこれに関する報告を求めたときは、乙はいつでもこれに応じるものとする。

第7条 この契約書の作成及び抵当権に関する登記手続で要した費用は、乙の負担とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和 年 月 日

住所
甲奈良市
代表者 奈良市長 印
住所
乙 氏名 印

財産の表示

第8号様式（第12条関係）

(表)

| | | | | | | |
|--|--|--|------------------|--|------------------------------|-----------------------------------|
| <p>年度 住宅新築資金等貸付償還金納入通知書 奈良市</p> | | <p>年度 住宅新築資金等 領収証書 年度 貸付償還金</p> | | <p>○ 年度 住宅新築資金等 領収済通知書 奈良市 年度 貸付償還金</p> | | |
| <p>郵便番号 奈良市</p> <p>様方 様</p> | <p>貸付番号</p> | <p>貸付金 円</p> | <p>貸付番号</p> | <p>会計区分 住宅新築資金等 貸付償還金</p> | <p>月別 月分</p> | |
| | <p>償還期間</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> | <p>月額償還金 円</p> | <p>月別 月分</p> | <p>諸 収入</p> | <p>月別 月分</p> | |
| | <p>月額償還金 円</p> | <p>納期限 年 月 日</p> | <p>金額 円</p> | <p>項 貸付金元利収入 金額 円</p> | <p>目 住宅新築資金等 貸付金元利収入</p> | <p>金額 円</p> |
| | <p>納期限 年 月 日</p> | <p>納期限 年 月 日</p> | <p>納期限 年 月 日</p> | <p>節 住宅新築資金等貸付金 現年度分元利収入</p> | <p>納期限 年 月 日</p> | <p>節 住宅新築資金等貸付金 滞納繰越分元利収入</p> |
| <p>〈納付について〉</p> <p>(1) 右記住宅新築資金等貸付金の償還金を納入期限までに納めてください。</p> <p>(2) 納入場所は、裏面の金融機関等をご利用ください。</p> <p>年 月 日 奈良市長 氏 名 印</p> | | <p>上記のとおり 領収日付印 領収しました。</p> <p>奈良市収入役</p> <p>(この領収証書は、5年間保存 してください。)</p> | | <p>領収日付印 様納 上記のとおり収納しました。</p> <p>受付金融機関 奈良市収入役様</p> <p>(奈良市保管)</p> | | |

(裏)

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| <p>○</p> | | <p>次の場所で納めてください。</p> <p>奈良市指定金融機関</p> <p>奈良市収納代理金融機関</p> <p>奈良市役所</p> |
| <p>領収日付印</p> <p>収納代理金融機関 (とりまとの店)</p> | <p>領収日付印</p> <p>指定金融機関 (総括店)</p> | |

第9号様式（第13条関係）

| | | | |
|--|----------|-------|----------|
| 昭和 年 月 日 | | | |
| 奈良市長 様 | | 貸付番号 | |
| | | 借受人住所 | |
| | | 氏名 ㊟ | |
| 工 事 完 了 届 | | | |
| 昭和 年 月 日づけ第 号をもって貸付決定を受けた 資金に係る 工事が次のとおり完了したのでお届けします。 | | | |
| 着工年月日 | 昭和 年 月 日 | 完了年月日 | 昭和 年 月 日 |
| 実施概要 | | | |

| | | | | | | | |
|------------------------------------|----|---|---|-------|---|---|---|
| | | | | 昭和 | 年 | 月 | 日 |
| 奈良市長 | 様 | | | | | | |
| | | | | 貸付番号 | | | |
| | | | | 借受人住所 | | | |
| | | | | 氏名 | Ⓔ | | |
| 償還猶予（免除）申請書 | | | | | | | |
| 資金の償還について次の理由により猶予（免除）くださるよう申請します。 | | | | | | | |
| 借受額 | | | | 円 | | | |
| 償還期限 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | | | |
| 償還額 | 毎月 | | | | 円 | | |
| 猶予期間 | 昭和 | 年 | 月 | 日から | | | |
| | 昭和 | 年 | 月 | 日まで | | | |
| 猶予（免除）の理由 | | | | | | | |

昭和 年 月 日

借受人
住 所
氏 名 様

奈良市長 印

償還猶予（免除）決定通知書

昭和 年 月 日づけで申請のあった 資金償還猶予（免除）は、
審査の結果、次のとおり猶予（免除）することに決定したので通知します。

猶予期間

昭和 年 月 日から

昭和 年 月 日まで

免除額 円

昭和 年 月 日

借受人

住 所

氏 名 様

奈良市長 印

償還猶予（免除）申請却下通知書

昭和 年 月 日づけで申請のあった 資金償還猶予（免除）については、審査の結果、次の理由により猶予（免除）しないことに決定しましたので通知します。

（理由）